様式第３号（第10条関係）

助成制限事項該当届出書

年 月 日

岐 阜 県 知 事　　様

被害者との続柄

届出者の住所

電話番号 　　　　（ 　　　 ）　　　　－

私は、岐阜県犯罪被害者等に対する再提訴費用助成金交付要綱（以下「要綱」という。）第５条第　　号に該当する者となったので、要綱第10条第１項の規定により届け出ます。

（助成の制限）

第５条　知事は、次のいずれかに該当する場合は、助成金を交付しないことができる(第３号に該当する場合にあっては、助成金を交付しないものとする。）。

⑴　申請者（遺族が申請する場合にあっては、申請者及び被害者。以下この条において同じ。）が、国、他の地方公共団体その他のものの同様の制度により再提訴に要した費用の助成を受けた場合

⑵　申請者が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第２号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者と認められる場合

⑶　前２号に掲げる場合のほか、申請者と加害者との関係その他の事情から助成金を交付することが社会通念上適切でないと認められる場合